

## 市立函館病院感染性廃棄物処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市立函館病院から発生する医療廃棄物のうち感染性廃棄物および感染のおそれがある廃棄物（以下これらを「感染性廃棄物」という。）の処理に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律および函館市環境部が作成した感染性廃棄物処理マニュアルに基づくもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(感染性廃棄物の範囲)

第2条 感染性廃棄物とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 血液等
- (2) 手術等に伴い排出する病理廃棄物
- (3) 血液等が付着した鋭利なもの
- (4) 病原微生物に関連した試験、検査等に用いた試験器具・培地
- (5) 透析器具
- (6) その他血液等が付着したもの

2 前項各号の感染性廃棄物の具体的なものは、次のとおりとする。

- (1) 血液、血清、血しょう、体液（精液、組織液等を含む。）、全ての血液製剤
- (2) 臓器、組織
- (3) 注射針、メス、試験管、シャーレ、ガラスくず等
- (4) 実験、検査に使用した試験管、培地、シャーレ等
- (5) チューブ、フィルター等
- (6) 実験、手術用手袋等のディスポーザブル製品、脱脂綿、ガーゼ、包帯、紙くず等

(特別管理産業廃棄物管理責任者)

第3条 病院内における感染性廃棄物を適正に処理するため、特別管理産業廃棄物管理責任者を置く。

2 特別管理産業廃棄物管理責任者は、感染性廃棄物の排出、分別、梱包、中間処理等に関し、必要な事項を関係職員に周知する。

(管理責任者)

第4条 医療廃棄物が発生する部署に、管理責任者を置く。

2 管理責任者は、部署内において発生する医療廃棄物について、的確な処理が行われるよう管理しなければならない。

(区分)

第5条 医療廃棄物が発生する部署においては、その廃棄物を感染性廃棄物または非感染性廃棄物に区分しなければならない。

2 感染性廃棄物に区分した場合は、専用の容器に入れ、搬出されるまで一時的に保管し、感染性廃棄物であることが明らかに分かるようにしておかなければならない。

3 注射針（点滴セットの針を含む。）については、全て感染性廃棄物に含めるものとする。

4 区分が不明の場合は、医師の判断によるものとする。

(容器および標識)

第6条 感染性廃棄物を一時保管する場合は、国際生物学的危険マーク（バイオハザードマーク）を表示した専用の容器を用いなければならない。

(保管場所)

第7条 感染性廃棄物の保管場所は、病院長が指定した場所のみとする。

2 保管場所では、関係者以外の立ち入りを禁ずるとともに、許可を得ないで容器を持ち出すことは禁止する。

(保管場所への運搬)

第8条 感染性廃棄物を発生場所から前条の保管場所に運搬する場合は、容器を密閉し、飛散、流失するおそれがないようにして運搬しなければならない。

(処理委託)

第9条 感染性廃棄物の処理については、収集運搬、中間処理をそれぞれ業者に委託して行うものとする。

(事故等の報告)

第10条 医療廃棄物の処理の過程において事故が発生したときは、管理責任者は、その日時、場所、原因等を速やかに市立函館病院医療廃棄物処理検討委員会（次条において「委員会」という。）に報告しなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、医療廃棄物の処理に関し必要な事項は

委員会に諮って定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成12年10月8日から施行する。

(経過等)

- 1 平成2年10月29日 市立函館病院医療廃棄物処理検討委員会設置
- 2            "            市立函館病院医療廃棄物処理に関する管理規定  
                          の制定
- 3 平成4年10月30日 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置
- 4 平成12年10月8日 新病院の移転に伴い、市立函館病院医療廃棄物処理  
                          に関する管理規定の整備要綱化